

第10条（短期退職時の手数料の返済義務）

- 1 採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により、後述の期間内に退職した場合、または採用決定者の責に帰する事由により解雇された場合、求人企業は7日以内に弊社に退社確認書を以て報告するものとし、かかる場合、弊社は、求人企業に対し、次の基準で本件報酬を退職日から30日以内に返還するものとする。この場合の振り込み手数料は、弊社が負担する。但し、求人企業の採用決定者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合には、弊社は求人企業に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と異なることに起因する退職の場合についても、弊社は求人企業に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返還は、行なわないものとする。なお、当該退職が求人企業による紹介手数料の支払い前であっても、求人企業の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。採用決定者が退職後6か月以内に、求人企業が採用決定者を再雇用した場合には、雇用が継続していたとみなし、求人企業が返金の適用を受けていた場合には、当該金額を直ちに再度弊社に支払うものとする。

入社に至らなかった場合：紹介手数料の 100%

入社後1ヶ月未満の場合：紹介手数料の 80%

入社後2ヶ月未満の場合：紹介手数料の 50%

入社後3ヶ月未満の場合：紹介手数料の 30%

- 2 入社する年に学校を卒業し正社員または契約社員としての就業経験のない採用決定者については、入社に至らなかった場合（ただし、求人企業に帰責性なく自己都合で内定を辞退した場合又は採用決定者の責めに帰すべき事由により内定取消となった場合）は、採用決定者が入社しないことを決定した月の翌月末までに紹介料を全額返金する。また、前項の入社後の紹介手数料の返還は対象外とし、本項但し書に該当する事由以外の一切の事由に基づく返金には応じないこととする。